狩猟者の皆様へのお願い

捕獲したイノシシの取扱いについて

◆ 県内および隣県で豚熱（CSF）に感染したイノシシが確認されています（右図）

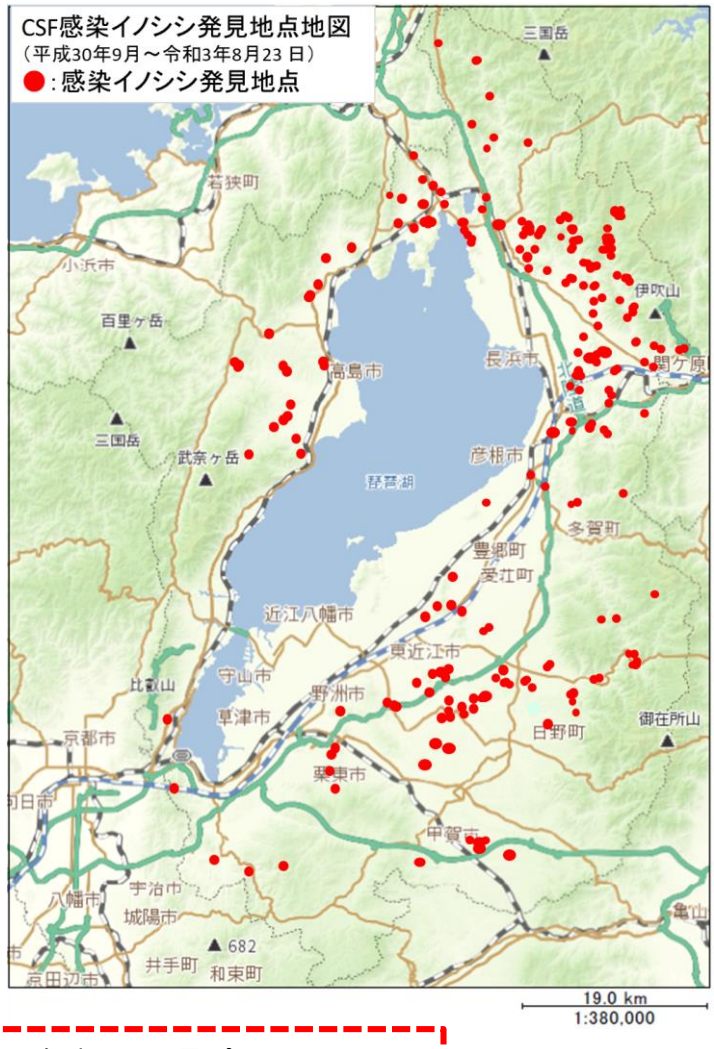

- 捕獲したイノシシの死体は埋設等の適切な処理をお願いします。
- 捕獲したイノシシを運搬する際は血液等が漏出しないようビニールで密閉するなど拡散防止にご理解願います。
- 交差汚染の防止については、別紙「滋賀県内で狩猟される皆様へ」をご確認のうえ、「洗浄」等をお願いします。
- 最新情報は農林水産省や滋賀県のホームページをご確認ください。

◆ 感染確認区域において狩猟をされる場合

※感染確認区域：CSF感染イノシシ発見地点から半径10kmの範囲

- 環境中のウイルス濃度が高いおそれがあることから、豚熱（CSF）の拡散防止にご留意願います。
- 区域内で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等は、原則として区域外に持ち出さないでください。
- 肉を利用する場合は、現場や付近の解体施設で解体し肉のみを密閉し持ち帰るなど、区域外への拡散防止にご理解願います。

豚熱（CSF）がまん延しないよう、皆様のご協力をお願いします。

◆ 死亡した野生イノシシを見つけたら
県自然環境保全課鳥獣対策室までご連絡ください。
平日のみ：077-528-3489

【お問合せ先】
滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課
TEL：077-528-3489